

埼玉「違憲訴訟」 推進ニュース

(No. 9) 2016年8月23日

発行：全日本年金者組合埼玉県本部
年金裁判推進本部
さいたま市見沼区東大宮5-53-16
☎ (048-686-2044) FAX (048-686-2144)
メール:nenkinsaitama@kzh.biglobe.ne.jp

第5回原告団会議を開催

第5回原告団会議を次のとおり開催します。 での意思統一を行います。
この会議は、主として第2回口頭弁論へ向け

期日：2016年9月15日（木）13:30～16:00

会場：浦和パルコ15集会室（浦和駅東口駅前パルコ・9階）

協議事項

- ①「訴状」「答弁書」「反論書」の概要
- ②第2回口頭弁論へ向けての意思統一
- ③公正な裁判を求める要請書の取り組み状況
- ④第2回口頭弁論・陳述者の確認
- ⑤意見交流
- ⑥その他

国からの答弁書を配布

訴状に対する国からの「答弁書」が届いています。原告全員に配布します。この内容は到底私たちが納得できるものではありません。

例えば、マクロ経済スライド導入に対して「少子高齢化が進む中、現在の高齢世代の生活の安定にも配慮しつつ、現在の高齢世代とのバランスとり、将来世代の給付水準を確保」（P36, P54）するためだとしています。

また、憲法25条に違反するということに対しても「そもそも、老齢基礎年金は、稼得能力の低下等に伴う老後の生活を支えるものであるが、憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活は、社会保険法、社会福祉法、その他の社会保障制度全体を通じて保障されるべきもので、国年法（国民年金法）等のみ

で保障するものではない」（P23, P47）と、年金を減らしても他の社会保障制度があるから我慢せいという態度です。

答弁書を読んで、国の高齢者いじめの姿勢に対する怒りを大きくしていきましょう。

第2回口頭弁論

期日：2016年10月19日（水）

午後4時開廷

（3時30分までに集合してください。3時40分ごろには法廷に入ってください）

会場：さいたま地方裁判所

※終了後、ほまれ会館で報告集会を行います